



地域の特色を生かした産地 づくりの方策について

中央農業総合研究センター
農業経営研究チーム
梅本 雅



報告の構成

- 米政策改革の特徴と地域水田農業ビジョンによる産地づくりの意義
- 地域の特色を生かした産地づくりの実践事例
 - 売れる農産物の生産販売
 - 担い手育成
 - 地域営農体制の再編
- 特色ある地域づくりに向けて何をすべきか



米政策改革の特徴

- 生産調整に係る方式を数量配分に転換。売れる農産物の生産が求められる
- 産地作り推進交付金など地域の自主的判断による助成体系の設定が可能となる
- 特定の経営体のみを支援する担い手経営安定対策を導入。また、集落型経営体として集落営農組織を担い手として位置づけ。担い手育成が重要な課題となる



米政策改革の課題

- 米の供給調整と水田農業の構造改革とを同時に追求
- 生産者の自主的判断を尊重する生産調整への転換と、水田農業の構造改革を両立させるものとして期待されているのが、地域水田農業ビジョンの作成とそれに基づく産地作りの推進
- したがって、地域の取り組みにおけるその2つの要素を両立させる条件、すなわち、地域水田農業ビジョンの中での構造改革の条件をどう見出していくかが課題



地域水田農業ビジョン推進に 当たっての視点

担い手育成と売れる農産物の生産販売

売れる農産物

→方向(作物)と手段(どのような方法で)

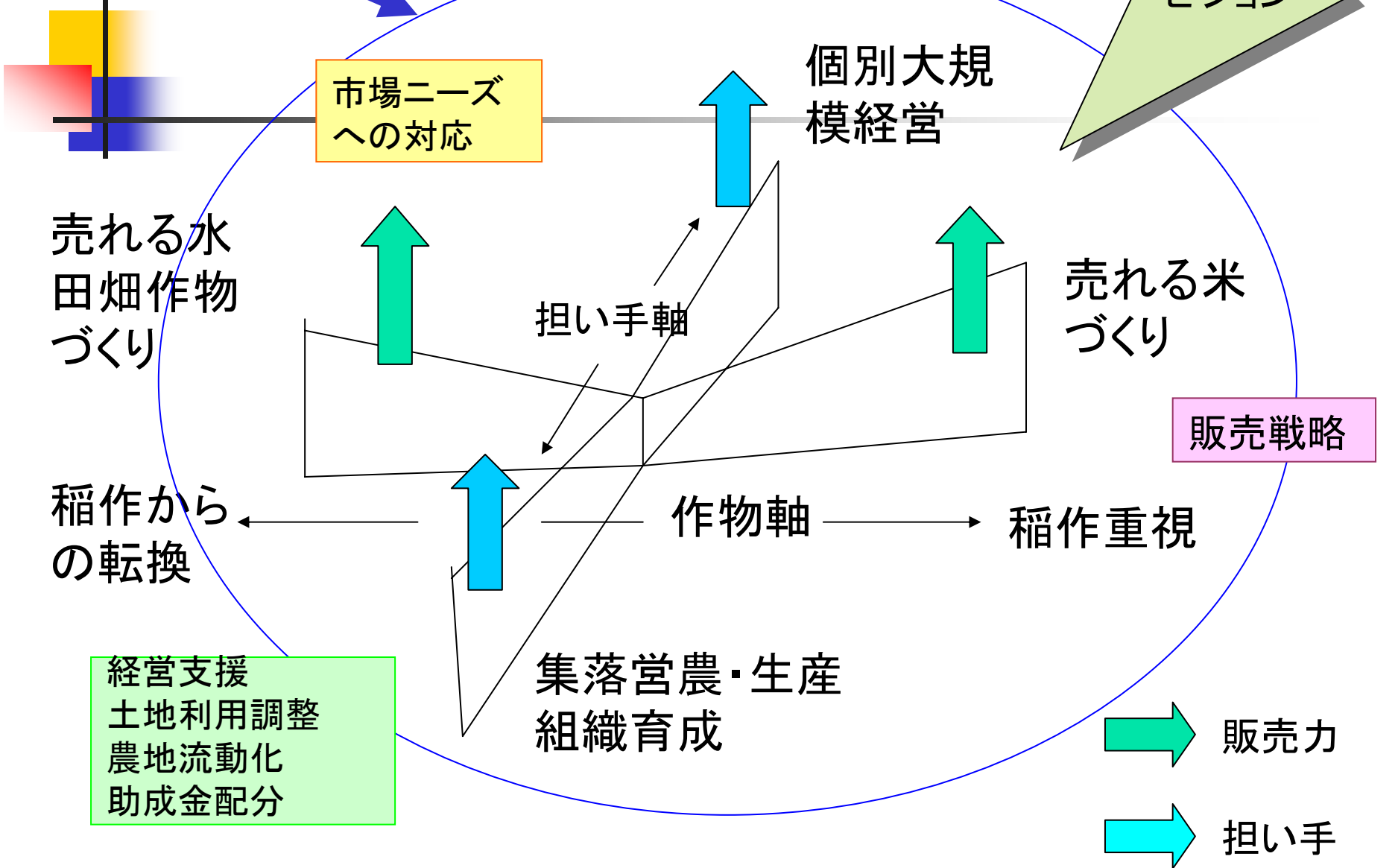
担い手育成

→担い手像・地域営農像の明確化と手段

(農地集積と土地利用調整、助成金の
配分など)

地域づくり

地域の水田農業の構造改革と産地づくり



ビジョン

市場ニーズへの対応

個別大規模経営

売れる水田畑作物づくり

売れる米づくり

担い手軸

販売戦略

稲作からの転換

作物軸

稲作重視

経営支援
土地利用調整
農地流動化
助成金配分

集落営農・生産組織育成

販売力

担い手



事例にみる水田農業ビジョン 推進への取り組み



調査対象

- 市町村担当者、JA担当者、水田作経営
- 地域

関東管内

→静岡、千葉、埼玉、群馬、長野、
茨城、栃木の各県(17事例)

その他

→岩手、富山、新潟、石川、滋賀、岐阜
など



各地の水田農業ビジョンの特徴

- 地域によって非常に多様な内容
- 水田農業の現状にも大きな地域差
- 従来にない独自の対策が講じられようとしている
 - 売れる農産物の生産販売に向けた取り組み強まる
 - 担い手育成は様々な対応
 - 地域営農体制再編も進む

但し、構造改革に当たっての担当者、関係機関の意識・理解にも大きな相違がある



産地づくりに向けた取り組み

—売れる米づくり—



地域の米のブランド化(R町)

- 減農薬、減化学肥料栽培の推進
- 堆肥施設を建設。堆肥について助成
- 温湯消毒機を購入
- 直売所、学校給食等を活用
- 「認証米」をブランドとして推奨

担当者の声

地元の米のピーアールは今が最後のチャンス



学校給食、直売所、県内向けにターゲットを絞って販売(T市、K町)

- 特別栽培米の推進(かなり早期から実施)
- 有機質肥料に対して市単独で助成、農薬使用量も慣行の半分に
- 学校給食、直売所等へ販売
- 技術力のある人へのみ作ってもらう

- 他の所と同じものを作ってもしょうがないという意識
- 町内の品種を統一
- 県内消費を伸ばすとともに、学校給食も活用



農業者グループによる独自ブランド米の販売

- 意欲的な農業者グループが独自ブランドを形成
- 特別栽培米を生産販売
- 1.9mmのふるいにして販売する米を厳選
- 食味計により食味値を確認し、一定以上のものを販売
- 宣伝用に生産者が1俵ずつ扱出して小袋を作り消費者に配布
- 農業者が自発的に取り組むが、JAも支援（JAの店舗に陳列。事務局もJAが分担）



地域戦略としての米販売(H市)

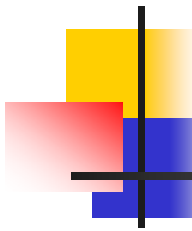
- **新品種の導入**
- 生産履歴、温湯消毒、農薬減少など特別栽培米として販売
- マスコミ等を利用して積極的に宣伝。行政からもアピール
- 高食味値を得て完売。全量JA出荷

- 一部の農業者グループは無農薬栽培米、減農薬栽培米を生協に販売
- **消費者交流を行うとともに生産履歴をインターネットで公開**
- 学校給食への取り組み。既存品種に新品種をブレンド



JAによる契約販売の取り組み(S市)

- JAがスーパーと取引(全農経由)し、食品残渣を堆肥化して利用する**循環型農業に****取り組む**とともに、**減農薬栽培**等も行い、ブランド化して販売
- **スーパーとの契約栽培**で330t(60ha)を目標
- 売り先を特定して販売を目指す



担当者の声

- 今後は、JA単独での販売を増やしたい
- **これまでJAはリスクを負ってこなかった。**そのような販売をしたことがない。赤字はだめという風潮がある。今後このようなところを改善していきたい。中間を抜いて販売する方式を取り入れていきたい。
- リスクはだめということで石橋をたたいて渡るとどうしても遅れる。**生産者にもリスクを背負ってもらう必要がある**
- 品質の揃ったものを販売することが必要。(農家単位ではなく)**団地単位での販売を考えていきたい**



集荷も行って直接販売に取り組む 水田作経営事例

- 消費者や小売店、食堂等様々な販路を開拓
- 自経営の生産物だけでなく集荷も実施して販売
- 機械除草等により有機栽培を大規模に実施
- 栽培方法等を統一して産地を形成
- 取引の継続期間や食味値に応じて買い入れ価格を設定
- 生産者ごと、圃場ごとにロット管理。それぞれの品質に応じて販売先を決定
- 頻繁な営業活動
- 土壌分析などを通して食味の維持・向上へ



小麦の高品質化への取り組み



品質を考慮した生産（K町）

- JAにおいて**独自に成分分析を実施**。それを受けて農業者に改善策を指導（H10年から）
- **均質化のため**JAのカントリーに全量搬入

担当者の声

今は自己完結の時代ではない

農業者に品質を意識してもらうために、どういうメッセージの伝え方をすればいいか考えている。Aランクで1等を作ることを目標（K町）

いいものを作らないともらえない。指導面も充実させていかないと（R町）

麦を作付けすれば、助成金をもらえるという意識を変える必要がある（S町）



高品質化に向けた交付金の活用(R町)

- 基本助成 作物の栽培 4,000円／10a
- ブロック加算 ブロックローテーション実施 5,000～7,000円／10a
- 高品質栽培加算
良質のものを収穫・出荷 15,000円／10a以内
(小麦・大豆)
例えば、小麦の場合1等(但し天候に応じて変更)のものに交付
農家の転作作物の品質を圃場単位で把握(ロットナンバーで
追跡)し、表算ソフトで管理。助成金に反映。
- 担い手小麦加算 25,000円／10a以内
高品質小麦を収穫・出荷するとともに、3要件(種子更新、赤カ
ビ防除、水田耕作規模)に該当する場合に交付

R町のビジョンにおける交付金の活用方法 の説明図

助成金 (町)	担い手小麦加算 2.5万円以内	高品質栽培加算 ホールクropp 2万円以内	ブロック加算 5~7千円	ブロック加算 5~7千円	基本助成 4千円	基本助成 1千円
	高品質栽培加算 1.5万円以内					
	ブロック加算 5~7千円	基本助成 4千円	基本助成 4千円			
	基本助成 4千円					
区分	小麦・大豆	飼料作物	一般作物・ 特例作物	調整水田・ 自己保全管理		



担当者の声

以前は6.3万円めあてに小麦つくればいいという人もいた。しかし、農家が自発的にとりにくめるようにするために、このような方式にした。技術条件もなくした。要は、いいものを作ることが大事だから

自分の作っているものの品質がどうなのか分かるシステムが必要。高品質化という助成を始めた以上、栽培方法に関する細かな情報を常に出していく必要がある



小麦の販売戦略(k町、I市)

- 新品種の導入、拡大
- 県内の製粉業者に小麦を販売し、JAが製粉業者から買い入れ、加工業者(うどん店)において(地元産小麦使用の)のぼりをたてて販売
- 地元の粉を地元で使えるように

地産地消による小麦の生産振興(T市)

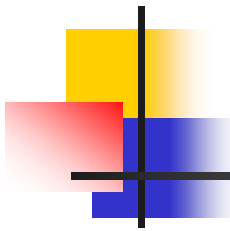
- 早期に新品種導入。製粉業者に加工適性評価を依頼
- 地元の粉を製粉業者が落札。品質の良い小麦を製粉業者へ。JAは粉を業者から買い入れ、うどんへの加工を依頼
- 市、JAは積極的な販路を開拓を実施。原麦で80t。うどんとして約2、300万の売上げ
- まず、地元で商品として定着させる方針。市の広報等で宣伝。市役所の食堂、ホテル、うどん屋などに提供。
- 市にうどん担当者設置。観光課にツアーメニューを依頼
- きめ細かな栽培指導を実施。JAが麦の販路を自ら開拓

担当者の声

自分の作った小麦が商品化され、農家の人は自慢に思い始めている



売れる大豆生産に向けた取り組み



地産地消や契約栽培への取り組み (K町、T市、K市)

- 加工施設を充実して地産地消を図っている
- 学校給食も活用。町やJAが主体となって販売
- 加工適性が評価された在来品種を新たに導入
(実需者からの要請)
- しょうゆの加工。地元の子供達に地元の農産物加工品を食べさせたいと学校栄養士会が取り組み
- 栽培指導を徹底するとともに実需者との契約栽培を実施
- 全量JAのカントリーで乾燥・選別



無農薬栽培大豆の実需者への直接販売に取り組む水田作経営（H経営）

- 約20ha無農薬栽培大豆の生産販売を実施
- 交付金対象大豆であるが契約栽培として特定の実需者（豆腐店、納豆製造業者等）に販売
- 新品種などを積極的に実需者に提案。加工適性等の評価を受けるなど生産物の利用者ときめ細かな意見交換を実施
- 異業種交流（青年会議所）を活用した販路開拓



野菜への転換による転作からの脱却(N市)

- 水稻の販売シェアー3% (但し、300haを超える水稻面積)
- 水田転作については早くから農家が自主的に取り組む。
- 昨年度は転作率47%だったが、水稻生産目標を配分し、確認したら10%も目標を下回る。転作を届けずに水田で畑作物を作付けている農業者がいるため
- 大半の農業者が助成金は不要と思っている。交付金は大きく余ると予想される
- 転作作物の導入についてはその作物の収益性で判断

N市における交付金の活用方法

- | | | | |
|--------------------------|-----------|-------|--------------|
| ■ 野菜(特定品目)苗代等助成 | 新規転作 | 補助金上限 | 90,000円/10a |
| | 既転作 | 補助金上限 | 15,000円/10a |
| ■ 花(特定品目)苗代等助成 | 新規転作 | 補助金上限 | 150,000円/10a |
| | 既転作 | 補助金上限 | 65,000円/10a |
| ■ 暗渠排水整備経費助成 | | 補助金上限 | 50,000円/10a |
| 市単独事業 | | | |
| ■ 農地効率利用奨励補助金
(更新も含む) | 3年以上6年未満 | | 5,000円/10a |
| | 6年以上10年未満 | | 18,000円/10a |
| | 10年以上 | | 25,000円/10a |

担当者の声

売れる物を作るという点では農業者が自ら実施。あるべき姿はすでにできている



担い手の育成方向と手段

— 担い手像をどう想定するか —



個別大規模経営の育成に集中(〇町)

- 地区の6~7割(飯米用除く)の水田を個別の担い手に集積
- ほとんどの集落は集落営農を行っているが、それらは委託型と受託型に分化。その中から法人経営が形成されてきている。それら大規模経営が転作を請け負うなど地域の担い手へ
- 15年から16年への対策の変化はトップ(町長)の決断
→ 集落営農(任意組織)は時代にあわない。米政策はいい機会であり、できれば担い手に土地を集めたい
- 農地保有合理化事業を通して利用権を設定。地域の集団はほとんど実質的な農地利用改善組合になっている。また、この地域では集落組織に土地をまとめて委託するという基礎があった。それを受けて流動化を推進



機械化集団の転換・発展を目指す(K町)

- 町内に機械化集団を形成し生産調整に対応。しかし、規模が小さく、麦・大豆高品質化助成の担い手要件にも該当しない
- 機械は持ち回り共同により対応する組織
- 土地利用調整はできているが、担い手の育成が課題。機械化集団の法人化が検討されているが、このような機械化組合の再編が必要となっている


担当者の声

ブロックローテーションを徹底して実施してきたがために、逆に担い手が育たなかった

機械化集団に経理の一元化を求めるT市の地域ビジョン

助成金の活用方法(麦の場合のみ例示)

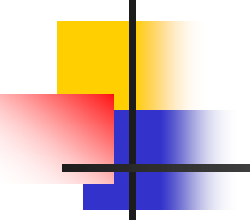
- 作物の作付け 15,000円／10a
- 連坦化(5ha以上) 20,000円／10a
- 経理の一元化を実施 5,000円／10a
- 機械化集団による振興作物の作付け 40,000円／10a
経理を一元化している機械化集団等が振興作物を一定面積以上の作付け及び作業受託を行った場合
- 大規模農家の生産調整の推進 40,000円／10a
(水田面積及び作業受託面積などの集積面積が4ha以上など)
- 自己保全管理 一切交付しない
- その他市独自助成(農地流動化への助成)
2ha以上の水田面積があり、うち20a利用集積した経営の賃借面積に応じて2,000円／10a



担当者の声

連坦の5ha(麦)、2ha(大豆)についてはクレームが多かった。しかし、従来のような「ほぼ」などの条件はつけない。そうしないとなんでも助成対象に入ってしまう

経理の一元化は、名ばかりの集団には出たくないという意図からこのようにした。しかし、合意を得るのは大変だった



機械化集団の統合による大規模法人 経営の設立(R町)

- 集落単位に形成された機械化集団のうち6つの集団を合併し、法人経営を設立
- 現在39名の組合員。この中から担い手の確保を図る
- 90ha作付け。町内最大の担い手へ
- 機械化集団の機械を徐々に法人に引き継ぐとともに、新規の機械は法人で装備

担当者の声

任意組織のままでは生き残れない



—組織化による担い手育成—

富山県B市における担い手の育成計画

組織等の形態・規模	ステップ1	ステップ2
協業組織	法人化への誘導及び経営面積の拡大	法人化(認定農業者)の実行
共同利用組織	協業組織への誘導及び経営面積の拡大	市・町基本想定に定められた所得水準の確保
中核農家	認定農業者への誘導及び経営面積の拡大	認定農業者の認定

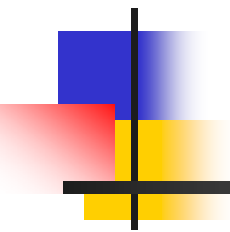
組織等の形態・規模		現状(平成14年)		ステップ1	ステップ2	
		組織等数	担い手要件	目標(平成16~18年) 誘導	目標(平成20年) 組織等数	目標(平成20年) 担い手要件
協業組織	認定農業者(法人・20ha以上)	8	達成		50	達成
	認定農業者(法人・20ha以下)	2	×			
	法人組織(20ha以上)	2	(条件付き達成)			
	任意組織(20ha以上)	14	(条件付き達成)			
	任意組織(20ha以下)	6	×			
	認定農業者(法人・20ha以上)		新規	育成	40	達成
小計		32			90	90
共同利用組織	認定農業者(法人・20ha以上)	3	×			
	任意組織(20ha以上)	8	×			
	任意組織(20ha以下)	7	×			
	小計		18			0
中核農家	認定農業者(4ha以上)	20	達成		37	達成
	認定農業者(4ha以下)	2	×			
	その他(4ha以上)	15	×			
	小計		37	20		37
合計		87	44		127	37

ステップ1 → ステップ2 →



具体的な取り組み

- 米政策改革に合わせて平成15年度のうちに新たに6つの集落営農組織を設立
- 集落単位に活動する共同利用組織に対して農用地利用改善団体に向けた同意を得るとともに、法人化計画等を策定し、特定農業団体と認定されることで担い手経営安定対策の要件を満たす
 - 市内の大半の農業者が担い手経営安定対策の対象
 - 国の施策の対象となり得るよう地域農業にその受け皿を作っておく必要があるという観点からの働きかけで進展



—担い手育成に向けた土地利用調整
への取り組み—



団地化・ブロックローテーションを進める(K町)

- 町内すべての水田でブロックローテーションを実施

交付金の活用(麦・大豆・飼料作物の場合)

- 基本助成 10,000円／10a以内
- 団地化助成 30,000円／10a以内
(1作物1ha以上の連団地化を構成)
- 水田高度利用加算 10,000円／10a以内
(1年2作物)



ブロックローテーションの成功要因

- 指導体制の確立
- 熱心な合意形成
- 圃場基盤の整備
 - 圃場間の条件格差をなくす
- 先進事例の存在
 - 可能であること、また、その効果を具体的に示す



— 農地流動化に向けた取り組み —



流動化・大区画化に向けた交付金の活用方法(H市)

交付金の活用方法(麦、大豆、飼料作物の場合)

- 基本部分 5,000円
- 担い手部分
 - 団地化(担い手) 50,000円/10a(4ha以上)
 - 団地化(担い手以外) 30,000円/10a(16年度のみ)
 - 集積型 30,000円/10a(農業者3ha以上)
- 水田大区画化 20,000円/10a
畦畔除去し水田を10a以上集積
- 再整備が困難な中での大区画への取り組み
- 補助事業によるレーザーレベラーの導入を検討する農業者も生じている

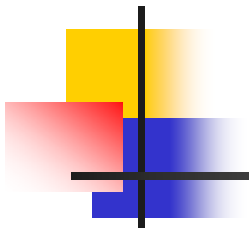
交付金の活用方法を変更し農地流動化に積極的に取り組む(S市)

助成金の活用（麦、大豆、飼料作物の場合）

- 基本助成 10,000円／10a
 - 集落達成加算金 3,000円／10a
 - 団地加算金 28,000円／10a
 - ブロックローテーション加算金 7,000円／10a
 - 担い手加算金 2,000円／10a
-
- 次年度に向けて集落達成加算金を廃止することを提案。これを農地活動化の助成として活用し、担い手を育成する方向に変更したい
 - 初年度に流動化した農地（農地保有合理化法人を活用）に助成。金額は10,000円／10aを予定
 - 流動化面積50haが目標。地域の500haのうち約200haを担い手に集積



— 助成金の配分はどう取り組むか —



団地形成のために助成金の多くが 地権者に(K町)

- 団地化を推進
- 15年までは地権者に交付
- 16年からは耕作者に交付。そのあと地権者(組織)と耕作者が話し合い
- ブロックローテーションと団地化で69,000万円/10a。このうち60,000万円は地権者、9,000円は耕作者が得るというケースも

耕作者取り分の確保に向けた対応 (R町)

- 担い手に助成となっているので、そこにいくように考えている。担い手に手厚い助成にしたい
- 担い手が助成金を得るにはどのような方式がいいのか
助成金の配分
- 従来(15年度) 地権者3万円 耕作者3.3万円
- 本年度 地権者1万円 耕作者3.3万円

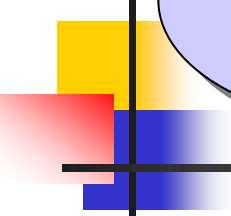
担当者の声

耕作者の受け取る分は減らしたくない



助成金配分に当たっての悩み(H市)

- 従来は全て地権者へ、それが団地化につながる。助成金による団地化誘導だった。
- 本年から 担い手に交付。そのため団地化解消という意見出始める
 - この1年のみ、担い手以外の者にも交付することとする。次年度から変えるが理解していない人も多い。繰り返し説明したい
- 従来は 地権者 6.3万円／10a
 担い手 1万円／10a＋収穫物
- 今年度(両者の調整によるが)、地権者と担い手とで、50%:50%か 40%:60%(担い手)という雰囲気



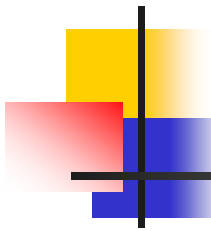
担当者の声
(H市)

全体として助成金は減少。どこかで減らさなければならない。従来通りか、担い手重視にいくか。今年度の団地化は担い手でなくてももらえるが、来年度、今の麦については、耕作者(担い手)のみに支払う

これまでは助成金目当ての団地化であり、転作に協力しているのだから助成金はもらえるだろうという感覚がある。しかし、これからは、担い手にしか行かないという話は徐々に浸透している

今回はこのような激変するのに非常に悩んだ。地域の農地を守っている人がいる。その人達をすっぱりきれるか。自分の所以外は公が管理すべきだという人が出てくると大変なことになる

地権者と耕作者の合意をどこに見出すか。担い手の方は、赤字出してもやっていけない。今回はいい機会。何かきっかけがないと変えられない。今年変えないと変えられない



担当者の声
(S市)

平成12年からブロックローテーションに取り組んでいたが、**地主が奨励金をもらい流動化が進まなかった**

平成12年は7.3万円をすべて地主にあげてきた。これが、行政としての大きな失敗。あの時に耕作者へもいくらかいく体制にしておくべきだった。集落達成加算金をやめるのも12年の二の舞を踏まないため。**あの段階で10a当たり2万円ずつでも耕作者に払っていたらと思う**

行政としてこれまでは農家全体のそこ上げをしてきた。しかし、これらは担い手を主体としたものを考えている。逆にまとはが絞り易くなったと思う。責任も大きくなってきた。**平等からやる気のある人へ。これからの方向づけをあやまらないようにしたい**

岩手県K市の産地作り交付金の活用方法

担い 手加 算部 分	33千円 土地利用集積の場合	6千円 その他	23千円 土地利用集積の場合	6千円 その他	6千円 圃場整備地区	
	7千円	7千円	7千円	7千円	3千円	1千円
基 本 分	7千円	7千円	7千円	7千円	3千円	1千円
作物名	・麦 ・大豆	・飼料作物 (畜産農家の利用 計画に位置づけら れたもの) ・そば (ブロックローテー ション)	・地力増進作物	重点作物 ・小菊 ・アスパラガス ・里芋 ・キャベツ ・ねぎ ・ピーマン (推進作物)	・その他一般作物 (花卉類) ・特例作物 (野菜等) ・永年性作物	・景観形成作物 ・調整水田 ・自己保全管理 ・土地改良通年 施行

※土地利用集積の条件

- 農業者： 全主要作業の4ha以上、うち作業受託1ha以上
 飼料作物のみの場合、全主要作業1.5ha以上、うち作業受託0.5ha以上
 生産組織： 全主要作業の4ha以上、うち構成員以外からの作業受託2ha以上

図2 A市の地域水田農業ビジョンにおける産地作り推進交付金の活用方法



K市の交付金活用方法の特徴

- 担い手は、水田面積でなく耕作規模で設定
- 転作受託に関する助成金の配分について、地域の取り決めとして、2階部分の助成額33,000円/10aのうち、耕作者は30,000円、地権者には「協力金」として3,000円交付
 - 転作を委託した場合の地権者の受取額は10,000/10aと地域の水田小作料を下回る
- 担い手加算の要件の中に団地化という項目は入れていない。面積要件のみ
 - 「団地化加算という方式では耕作面積の小さい農業者でも助成金を得ることになり、担い手への集積をむしろ抑えてしまう」と認識

担い手育成に集中した交付金の活用方法(〇町)

助成金は麦大豆のみ

小麦・大豆作付助成 37,000円／10a(麦あるいは大豆)
47,000円／10a(1年2作)

担い手以外には交付なし

町単独助成として 団地(1ha以上) 10,000円／10a

(1) 助成金の活用計画

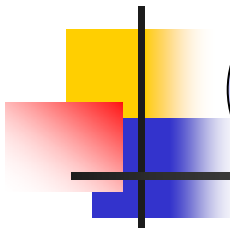
分類	助成金の使途の名称	活用額	支払時期	備 考
1・2・3	小麦・大豆作付助成	千円 40,530	平成 17 年 2 月	(ha) × (円／10a) 小麦： 43.9 × 37,000 大豆： 6.0 × 37,000 小麦+大豆： 47.0 × 47,000



○町における助成金配分方法の変更

助成金の配分

- 15年度まで 全額 地権者
 但し、地権者が管理料を耕作者に支払う
- 16年度から
 転作受託はすべて利用権設定へ移行
- 担い手に集積を進める
- 地権者は地代10,000～12,000円／10aを受け取る方式へ



担当者の声
(〇町)

地権者は今まで多く受け取っていたため、地区を回っていて大変だった。最後は納得してもらった

毎夜、集団も何回も訪問。土地を持っている以上、いろんな意見がある。国の政策が変わったということを説明した。地域として補助をもらうなら、このような形でしかもらえない。任意組織が国の補助金をもらえる時代ではないと説得。延べ50～60回説明会を開催

町はあと数ヶ月で合併。合併してから、こんなことやれない



— 地域営農再編への取り組み —



産地づくりと地域営農再編（I町）

- 地域営農再編と一体化した生産調整への取り組み
- 関係機関が参画した指導センターを設立。各種対策を参画・立案
- 町ぐるみの営農体制を確立
- 全町レベルで土地利用調整、担い手育成、産地戦略を実施



独自の地域ビジョンと交付金の活用

- 国からの交付金に加え農業者にも拠出を求め
(水田10a当たり4,000円、1戸当たり1,000円)
それらをプールして活用
- 助成金は個人には配分したくないという考え
方の下で実施。助成金は地域で活用する
- 農地活動化の促進と土地利用調整のための
地図情報システムにも助成金を活用

I町における多様な交付金の活用内容

事業種類 23種類と極めて多い

具体例(一部)

作物別奨励	麦・大豆の場合	15,000円/10a
	ビオトープ	15,000円/10a
担い手加算	国の要件と同じ(高品質化対策)	10,000円/10a
組織転作推進	団地化型	5,000円/10a
	ブロックローテーション	5,000円/10a
	安全・安心農作物の作付け拡大	10,000円/10a
	農地流動化奨励金	6,000円/10a
	(担い手の農地利用計画による利用権設定)	
	地区営農組合活動費	8,300,000円
	農業情報(地図情報)システム事務費	1,500,000円
	地域情報受発信費 ホームページ開設	300,000円



担い手育成の方向と手段(1町)

- 地区農業の企画及び土地利用調整組織として地区営農組合(任意組織)がすでに形成され、農地利用改善団体として機能する中で、①農業を担う水稲機械作業の受託、②転作作物を利用権設定を受けて経営、③農産加工など新たなビジネスの開拓、④特定農業法人(団体)として農地の活用・保全を実施していくことを計画
- 有限会社(農業生産法人)を設立し、それらが将来の担い手として地区営農組合と相互に連携・補完する二階建て方式の水田の担い手像を構想



政策的課題

- 制度の複雑さ
 - 農業者への説明困難（集荷円滑化対策など）
- 法人化に係る諸問題
 - 税制との矛盾（集落型経営体の育成推進と納税猶予対象農地の存在など）
- 経営安定対策の評価
 - メリット少ないという評価。対象者もわずか。
制度の理解も不十分
- 生産物の評価が生産者に伝わる制度へ
 - 大豆や麦の市場評価が生産者に伝わりにくい



ある担当者の三位一体の改革私案(1)

三位一体の構造改革

1. 農家の峻別(農家の意向を直接・間接に聞き取る)
 - これからも農家を継続したい人
 - 自家用米を作ればいい人
 - 殆ど農業をやれない人
2. 利用権設定
 - 「自家用米のみ生産」、「農業を継続できない人」の農地を「今後の担い手」に利用してもらう
3. 集団営農
 - 農業を継続したい人を組織して、集団での営農を図る



ある担当者の三位一体の改革私案(2)

改革の障害と対策

1. 農地を貸すことへの意識改革ができるか
先祖伝来の土地への愛着に対して
→土地の所有権は変わらないことを明瞭にする
利用権設定制度の理解不足に対して
→永小作権、小作権との違いを明瞭にする
自分の家の米を自分が選んだ土地で作りたいという意向に対して
→今後の農業全体への合意形成をする
2. 次世代も加入できるようにできるか
農村部が抱える旧来の長老尊重の解消
→若い人も一緒になって経営するように仕向ける
3. 集団営農が可能か
個別経営(耕作方法)の共通化、共同化ができるか
→連担した圃場で同一作物を作付け、品質の安定化を図る
→収入(販売)を一元化することで共同化をし向ける



ある担当者の三位一体の改革私案(3)

改革に必要な行動

- 農家の意向を早急に調査・聴き取り
- 利用権設定の促進
- 大規模農家の組織化
- 次世代の取り組み
- 労働力の確保
- 連坦農地の確保

富山県B市における担い手と地域(集落)とが連携した地域農業の仕組み

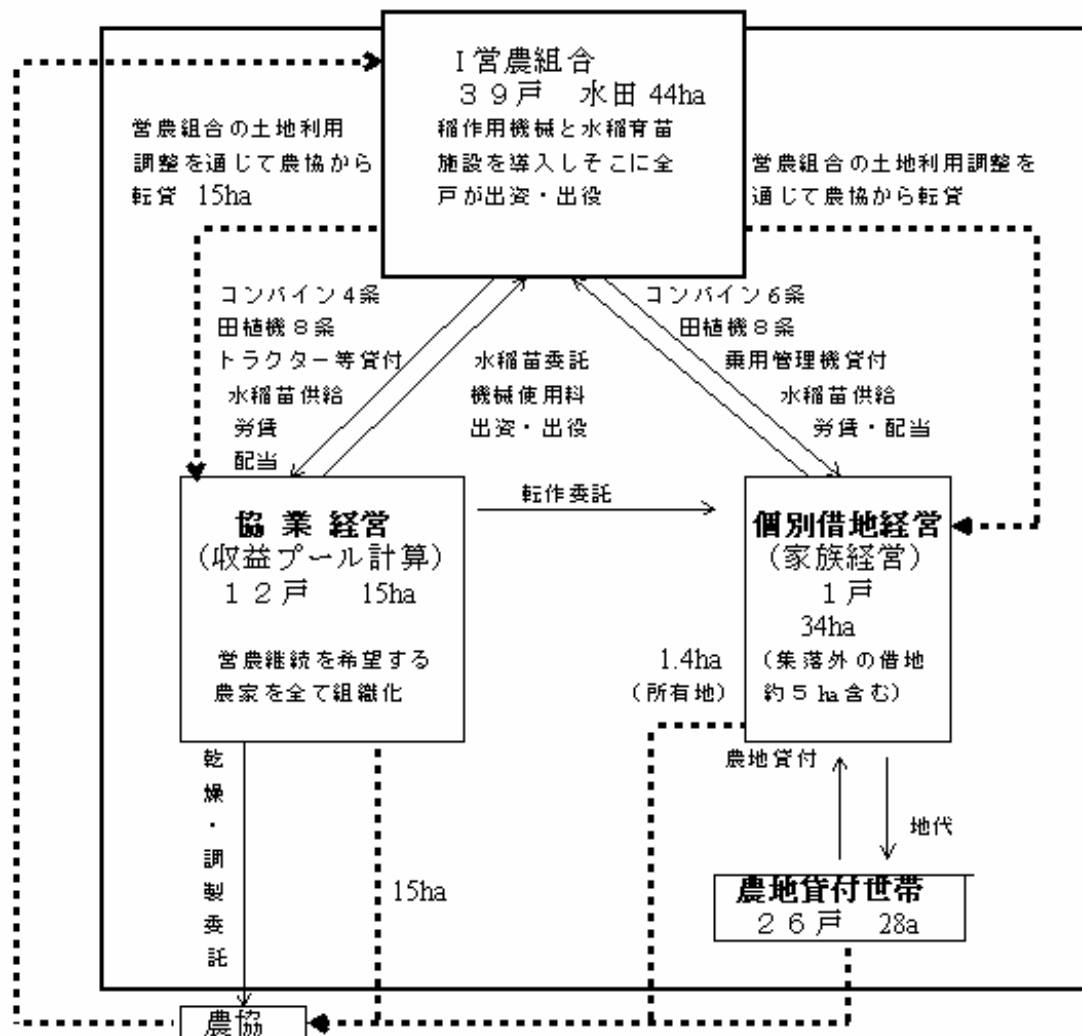
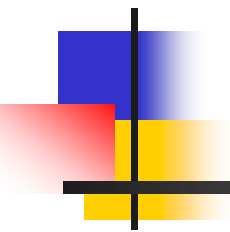


図4 I管農組合の組織構造

注) は、集落内の農地の流れを示している。



ビジョン見直しに当たって今後 何をすべきか

— 今回の調査結果から —



事例から見る産地づくりのポイント(1)

- 自独の対策を構築
- 関係機関の連携
- 制度変更に合わせて農業者、関係機関の担当者の意識改革
- 構造改革への踏み込みとそのための方組みの構築
- 先進的な経営・集落組織の発想や経営行動に学ぶ



事例から見る産地づくりのポイント(2)

- 市場(買い手)を意識した生産販売の誘導
- 品質に応じた生産物の評価と市場評価の伝達
- 高品質な商品の生産とそのための技術指導
- 産地としての情報発信や高付加価値化、地産地消などマーケティング活動の推進



事例から見る産地づくりのポイント(3)

- 明確な地域戦略
- 地域の担い手像をどう描くか(重層的な担い手像の検討)
 - 特に、集団や集落組織の育成とその展開方向をどう考えるか
- 土地利用調整組織、集団、個別の担い手との連携のあり方
- 助成金の活用方法の工夫・改善
 - 意識改革の契機



今後の水田農業の展開 に向けて
